

## 提出書類一覧表

### 2. 測量・建設コンサルタント

	提出書類	様式	市内業者	市内に支店等がある業者	市外業者	備考
1	申請書	日光市	○	○	○	
2	業態調査書		○	○	○	
3	技術者経歴書		○	○		
4	市税の納付状況に関する確認の同意書		○	○	△	市外業者のうち、日光市に納稅義務を有する場合は提出してください。
5	市内営業所調査票・地図・写真				△	年間を通じて委任する場合に提出してください。 委任先営業所の所在地が日光市内の場合は、市内営業所調査票・地図及び写真も提出
6	委任状(年間委任)				△	
7	委任先配置技術者名簿(年間委任)				△	
8	使用印鑑届		○	○	○	「入札及び見積りの参加、契約の締結、代金の請求及び受領に使用する印鑑」を押印し、提出してください。
9	誓約書		○	○	○	
10	登記簿関係(法人が申請する場合)(写)	発行機関	○	○	○	『現在事項(履歴事項)全部証明書(申請日前3ヶ月以内)』を提出してください。
11	身分証明書(個人が申請する場合)		○	○	○	『身分証明書(申請日前3ヶ月以内、本籍地の戸籍担当課にて発行)』を提出してください。
12	営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写)		○	○	○	証明書の写を提出。
13	栃木県の入札参加資格審査申請確認書類(写)		△	△		栃木県の入札参加資格審査申請をした場合は、申請確認書類(受付結果通知の写し)を提出。
14	財務関係書類	任意	○	○	○	法人:『財務諸表』を提出してください。 個人:『決算書』あるいは『所得税申告書』及び『収支内訳書』を提出してください。
15	納稅証明書[国税](写)	税務署	○	○	○	法人:『納稅証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納稅額のない証明用)』 個人:『納稅証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納稅額のない証明用)』 申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。納付すべき税額がない場合においても提出してください。

凡例	○	:必ず提出する書類
	△	:該当する場合のみ提出する書類
		:提出が不要な書類

#### ※注意事項

- ・日光市内の営業所等の申請については、当該受任営業所等において申請業種の許可を有しており、日光市準市内業者認定基準に適合することが必要となります。